

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【森林総合研究所】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日30日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	独立行政法人森林総合研究所

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 保有資産については、随時その必要性について見直しを行い、不要と認められるものについては速やかに国への返納等を行っている。</p> <p>○ 地方公共団体から道路用地等として買い受け要望が出された多摩森林科学園・千代田試験地の土地を売却し、その収入38,015千円を平成23年3月に国庫納付した。</p> <p>○ 使用予定がなくなった職員宿舎(7箇所)についても速やかに処分を行い、その収入486,413千円を平成23年3月に国庫納付した。</p> <p>○ 平成22年度末(第2期中期目標の期間の最終年度)の利益剰余金については、平成22年度の決算後、農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会の意見聴取等を経て、農林水産大臣の承認を受けた金額を除いた2,071,010千円を平成23年7月に国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 成宗分室(杉並区)及び青山分室(盛岡市)については平成23年6月に廃止するとともに、平成24年3月に国へ返納(現物納付)した。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 保有資産等については、本基本方針に基づいて、引き続き、その保有の必要性についての見直しを随時行い、保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行うこととしている。</p> <p>○ 知的財産権について見直しを行い、平成23年度は対象とした特許権6件を放棄することとし、平成24年度は同じく特許権1件を放棄することとしたところである。今後とも引き続き知的所有権の見直しを行っていく。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 中期計画において、「事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共用化を早期に実施する」こととした上で、具体的には、本所と統合した場合と公募による賃貸物件(東京23区外の首都近郊)へ移転した場合とを比較検討した結果に基づき、平成23年10月末に適切な賃貸物件への移転・共用化を実施した。</p> <p>○ 中期計画において、「水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する」こととしており、平成24年度に京都水源林整備事務所を近畿北陸整備局に統合・集約化したことにより縮減を図った。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 中期計画において、「事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共用化を早期に実施する」こととした上で、具体的には、本所と統合した場合と公募による賃貸物件(東京23区外の首都近郊)へ移転した場合とを比較検討した結果に基づき、平成23年10月末に適切な賃貸物件への移転・共用化を実施した。</p> <p>○ 中期計画において、「水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する」こととしており、平成24年度に京都水源林整備事務所を近畿北陸整備局に統合・集約化した。</p>

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施している。</p> <p>具体的には、公告期間の十分な確保と公告の内容や周知方法の改善(特定中山間保全整備事業等における競争参加資格のランクの拡大やホームページにおけるRSSシステムの導入等)、一者応札・応募となった入札において応札・応募ができなかった者にアンケート調査を行い、仕様書の見直し、参加資格要件の緩和等に反映させている。</p> <p>【平成22年度の契約状況】 (金額ベース) 一般競争等8,329,262千円(93.9%)、競争性のない随意契約538,753千円(6.1%) (件数ベース) 一般競争等343件(70.1%)、競争性のない随意契約146件(29.9%)</p> <p>【平成23年度の契約状況】 (金額ベース) 一般競争等5,540,141千円(92.2%)、競争性のない随意契約469,993千円(7.8%) (件数ベース) 一般競争等330件(79.7%)、競争性のない随意契約84件(20.3%)</p> <p>【平成24年度の契約状況】 (金額ベース) 一般競争等4,502,708千円(95.4%)、競争性のない随意契約216,584千円(4.6%) (件数ベース) 一般競争等221件(78.6%)、競争性のない随意契約60件(21.4%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	—
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成25年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 平成23年2月15日付けで契約事務取扱要領を改正し、支所長等が、効率的と判断される場合には他の支所長等に契約を依頼できることとし、共同調達の推進体制を整備した。 【平成24年度における共同調達】 ・本所と林木育種センター:コピー用紙単価契約(2,521千円) ・北海道支所と北海道育種場:白灯油単価契約(557千円)他1件 ・東北支所と東北育種場:一般定期健康診断(686千円)他5件 ・九州支所と九州育種場:電力供給契約(11,545千円)他5件
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	○ 調達に係る仕様要件の見直しについては、必要に応じ所内に設置した入札審査委員会を開催し、応札の条件が過度の制約を課していないか等について検討を行っている。 ○ 調達においてはリース方式や複数年契約の適用の可否を検討し、その適用が有利な場合には積極的に活用している。 ○ 研究機器の共同利用等については、民間、大学、国、公立試験研究機関、他の独立行政法人等と連携・協力し、森林・林業・木材産業に関する研究を進めるため、積極的に共同研究に取り組むこととし、当所で共同研究に利用できる施設及び機械・機器をホームページで公開し、積極的な利用を呼びかけている。 ○ 予定価格の積算に当たっては、市場価格を調査するとともに他の研究機関の納入実績を確認して、適正な価格の把握に努めている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 法律に基づく民間競争入札として平成24~25年度の森林総合研究所本所及び林木育種センター施設の管理業務(警備業務、清掃業務、エレベータ点検、自動扉点検保守)の包括契約を実施した。 ○ 平成24年度の実施結果を踏まえ、平成26年度以降については、実施範囲を見直し、3年間の複数年契約として包括契約を実施する予定。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 施設管理関係契約について、今後も複数年契約を図り、調達の効率化や経費の削減を推進する。

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	○ 役職員給与については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じた給与規程改正の措置を講じており、平成24年4月から、俸給月額を引き下げ、平成26年3月までの間の給与減額支給措置等を実施している。 また、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第96号)に準じて、退職手当に関する規程を改正した。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ 平成24年度の事務・技術職員のラスパイレース指数は99.5となり、給与水準は国家公務員と同水準を確保している。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	—
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 法人の長、理事及び監事等の報酬については、引き続き個人情報保護に留意しつつ個別の額を公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 平成21年度決算から監事による役職員の給与水準の実態、役職員給与の決定方法、役職員給与の情報公開について監査を実施しているが、特段の意見は受けていない。 また、農林水産省独立行政法人評価委員会による事後評価では、「給与水準を国家公務員並みに削減するとともに、総人件費についても年度計画を達成したことは評価できる。(平成23年度評価シートの評価委員会の意見等から抜粋)」との意見を受けているが、引き続き監事監査、独法評価委員会によるチェックを受けていく。

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 中期計画において、「業務の見直し及び効率化を進め、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行う」としている。</p> <p>○ 水源林造成事業等については、同中期計画において、「業務運営の効率化を図り、平成22年度と比較して、平成27年度に一般管理費については30%、人件費については20%、事業費については30%削減する」としている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じた基準を適用している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 研究開発費については、中期目標達成への寄与や研究成果の公表・利活用状況等を勘案し、経費要求を十分精査した上で、合理的、効率的な予算実施計画を作成している。</p> <p>○ 水源林造成事業等の毎年度の事業費等については、当該年度の補助金等の予算の範囲内で、公共事業のコスト構造改善や効率的な予算執行を考慮して各事業の業務量に必要な事業費等を積み上げ、具体的な実行予算の計画を作成している。なお、工事等に必要な経費については、土木工事等の積算基準に基づき積算を行うなど、適正な見積りを行っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査規程に基づき、①研究所の業務②会計規程に基づく予算の執行及び会計処理③公的研究費等の管理状況④その他理事長が必要と認める事項について、理事長が監査計画を作成し、本所は監査室、森林農地整備センターにあっては、センターコンプライアンス室が監査を実施している。</p>

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 民間からの依頼に応じて行う鑑定や技術指導、研修生の受入等については、人件費や消耗品の実費相当額等を経費として徴しており、必要に応じて見直しを行っている。 ○ 不動産・物品の利用料については、時価相当額に一定率を乗じた額としている。 ○ 中期計画において「種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる」としており、配布価格と種苗生産コストの乖離を最小限にするべく、平成23年度に引き続き平成24年度においても種苗の配布価格引き上げを実施した。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 当研究所の目的である「森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等」に資する寄附金を受入するため、寄附金等受入規程(平成21年12月)を定め、当所のホームページに「寄附金等の受入について」を掲載し、受入の拡大に努めている。 ○ 平成24年度は9件の研究助成を受けた。今後も積極的に応募して寄付金収入の拡大を図る。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 出版物の著作権等による自己収入の拡大に努めるとともに、知的財産権の活用促進のための産学官連携イベント等に出席した(平成24年度:8件)。今後とも産学官連携推進調整監等を中心に企業への技術移転等の取組を行う予定である。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 研究分野においては、有識者を外部評価委員とする重点課題評価会議を開催して課題の設定や実施方法等を検討する評価制度を導入している。 ○ 水源林造成事業等の実施に当たっては、法人が国からの予算の範囲内で事業計画等を作成し、国と協議を行うこととしている。また、事業評価は国が外部専門家の意見を聞きながら実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 研究推進評価会議における評価結果を受けて研究課題の内容や構成を社会ニーズ等を勘案しながら見直し、研究課題の新規開始・廃止を行っている。評価結果の事業への反映状況については、結果をホームページ上で公開している。また、所内プロジェクトの事業については、事前、中間、事後で評価しており、結果はホームページ上で公表している。 ○ 事業評価において、評価結果を公表するとともに、事業の実施に反映させている。</p>

No.	63	所管	農林水産省	法人名	森林総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 森林・林業分野の研究の推進	研究課題の重点化（事業規模の適正化）	23年度から実施	森林・林業政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。 また、本省の政策部局における施策ニーズに一層的確に対応するよう、現在の研究テーマについて森林・林業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、研究課題の重点化を図り、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。 この際、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」を廃止する。	2a	法人において「研究推進本部会議」を設け、森林・林業政策上の優先事項が適切な研究計画と実施体制、資源配分のもとで実施されているかを点検することとし、平成24年度に引き続き、平成25年5月に平成25年度第1回研究推進本部会議を開催した。 福島第一原子力発電所事故に伴う放射線対策に的確に対応するため、既往の組織を見直して平成24年9月末に木曾試験地を廃止し必要な研究資源を捻出した。 政策ニーズへの対応については、農林水産大臣が「森林・林業再生プラン」（平成21年12月25日農林水産省決定）に対応した第3期中期目標を平成23年3月に策定するとともに、それに基づき法人が第3期中期計画を策定し、重点課題として9課題に重点化（第2期中期計画においては、林木育種関係課題3課題を含めて重点課題が15課題）を行い、この際、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」を廃止した。 また、中期計画において「中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の3%及び業務費の1%の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行う」こととし、平成25年度予算（当初）においては平成22年度（当初）に比べて、一般管理費は222,393千円（20.5%）、業務経費は84,217千円（5.1%）を削減し、業務の見直し及び効率化を進めている。	引き続き、「研究推進本部会議」を開催し、森林・林業政策上の優先事項が適切な研究計画と実施体制、資源配分のもとで実施されているか点検していく。 また、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の3%及び業務費の1%の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行うこととする。
	国立環境研究所との連携等	23年度から実施	温室効果ガスの影響評価、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、国立環境研究所において関連する研究が行われており、引き続き研究課題の重複の排除を図るとともに、国立環境研究所との連携を強化する。	2a	中期計画において、「特に、森林、林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化する。」こととした。これに先立ち、平成22年12月に、森林総合研究所理事と国立環境研究所理事が会し、地球温暖化対策に向けた研究の連携強化のあり方について協議した。さらに、引き続き研究課題の重複の排除を図りつつ、連携を強化するために平成25年1月に同様の会合を行った。	国立環境研究所とは、引き続き法人同士の理事による定期的な協議を行うとともに、研究課題の重複の排除を図りつつ、連携強化による共同研究を実施していく。
02 林木育種事業	種苗配布価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	少量多品種の種苗を育成し、都道府県に原種を配布しているが、より低コストで大量生産された種苗の市場価格と同程度の価格設定であるため、優良種苗の普及に配慮しつつ配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。	1a	中期計画において、「種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる」こととしており、配布価格と種苗生産コストとの乖離を最小限にするべく、平成23年度に引き続き平成24年度においても種苗の配布価格引き上げを実施した。この結果、引き上げ前の平成22年度の収入約56万円と比較して、平成24年度は約134万円と2.4倍の収入となった。	平成25年度までの3年間において引き上げを行うこととしており、本年8月に引き上げを行う予定。
03 水源林造成事業	事業の効率化等	23年度から実施	水源林造成事業に掛かる経費については、分取造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積もるなど事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すとともに、公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。 また、経過措置として旧緑資源機構から本法人が承継した水源林造成事業は、当分の間、本法人での実施を継続することとしているが、水源林造成事業の受け皿法人の検討について早期に結論を得る。	2a	中期計画において、「木材価格等に関する統計資料等を参考に、分取造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直す」こととしており、平成24年度においても最新のデータを利用した試算の見直しを行った。 また、同計画において、「森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成するとともに、「森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直す」こととしており、平成24年度は、長伐期化の推進等を行い、平成19年度比で15.5%の総合コスト改善を達成するとともに、森林施業コストの削減に向けて間伐工程を見直した。 平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、森林総合研究所について講ずべき措置として、同研究所を研究開発型の成果目標達成法人とするとともに、水源林造成事業等については行政事業型のガバナンスを適用する旨が定められたが、同閣議決定は、平成25年1月24日に閣議決定された「平成25年度予算編成の基本方針」において当面凍結とされているところ。	公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を進める。
04 特定中山間保全整備事業等	事業の廃止	25年度目途実施	特定中山間保全整備事業は、現在実施中の2区域の事業完了をもって廃止する。	3	中期計画において、「やむを得ない理由がない限り平成25年度末までに、事業実施中の2区域を完了する」こととしており、2区域のうち、1区域は平成24年度に完了し、残りの1区域は、平成25年度完了に向け事業実施中である。	平成25年度事業実施中の1区域の事業完了をもって廃止する。
		24年度目途実施	農用地総合整備事業は、現在実施中の4区域の事業完了をもって廃止する。	1a	平成22年度に当該事業地の3区域が完了。その後、中期計画において、「やむを得ない理由がない限り平成24年度末までに、事業実施中の1区域を完了する」としたとおり、平成24年度に完了し、事業は終了した。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	事務所等の見直し	23年度から実施	森林農地整備センター本部（川崎）及び関東整備局（赤坂）については、森林総合研究所の本所（つくば）との統合を含め、業務効率化の観点から適切な形での移転・共用化を検討し、実施する。	1a	中期計画において、「事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共用化を早期に実施する」こととした上で、具体的には、本所と統合した場合と公募による賃貸物件（東京23区外の首都近郊）へ移転した場合とを比較検討した結果に基づき、平成23年10月末に適切な賃貸物件への移転・共用化を実施した。	措置済み
06		24年度から実施	水源林整備事務所（33か所）について、事務所数の縮減を進める。また、各整備局と研究部門の事務所（5か所）との共用化について検討する。	2a	中期計画において、「水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する」こととしており、平成24年度に京都水源林整備事務所を近畿北陸整備局に統合・集約化したことにより縮減を図った。	中期計画を踏まえさらに検討を進める。
07		23年度中に実施	成宗分室（東京都杉並区）及び青山分室（岩手県盛岡市）を廃止する。	1a	成宗分室及び青山分室については平成23年6月に廃止するとともに、平成24年3月に国へ返納（現物納付）した。	措置済み

No.	63	所管	農林水産省	法人名	森林総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化 (緑資源機構) 保有資産の見直し	奈良水源林整備事務所は、現在の場所に立地する必要性等、建物の老朽化をも考慮しつつ検討する。	1	廃止法の施行により、緑資源機構が保有する資産は、国に承継する資産を除き、研究所に承継された。 研究所中期計画（平成23年度～平成27年度）において、「奈良水源林整備事務所（奈良市）については、(1)の水源林整備事務所に係る見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。」こととしている（「(1)の水源林整備事務所に係る見直し」では、「水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。」としている。）。しかしながら、奈良水源林整備事務所（奈良市）については、組織等に係る見直し検討の中で、総合的に比較考量した結果、京都水源林整備事務所を近畿北陸整備局に統合・集約化することとしたこと、また、同事務所の耐震補強工事により当面使用できることが客観的に証明されたことから、事務所として使用を継続することとした。	措置済み
2		宮ノ森分室は、平成20年度内に売却する。	1	宮ノ森分室については、平成20年4月に国に承継した。	措置済み
3		宿舎のうち、成城ほか5件については現在の場所に保有する利便性、必要性等も含め検討を行い、職員宿舎第1号（杉並区）ほか7件については事業の縮小に伴い処分の検討を行い、職員宿舎第1号（札幌市）ほか1件については平成19年度内に売却し、熊本ほか1件については平成20年度内に売却する。	1	宿舎については、現在の場所に保有する利便性等を含めた検討を行った結果、職員宿舎第1号（杉並区）ほか7件のうち1件（職員共同住宅（盛岡市））については、平成20年4月に一部を国に承継、残りを平成24年3月に国へ納付（現物納付）し、1件（職員宿舎第8号（杉並区））については、平成23年1月に売却し、1件（成宗分室（杉並区））については、平成24年3月に国へ返納（現物納付）した。職員宿舎第1号（札幌市）ほか1件については、平成20年3月に売却した。熊本ほか1件については、平成20年4月に国に承継した。なお、成城ほか5件については、利便性、必要性等を総合的に勘案して検討を行った結果、今後においても有効活用を図ることとした。	措置済み
4		いずみ倉庫については、借り上げとの費用対効果を含め検討する。	2	いずみ倉庫については、平成20年度に実施した当該資産の鑑定評価額を前提として借り上げとの費用対効果に係る分析結果を踏まえ、当面、保有を継続し有効活用することとしているが、研究所中期計画（平成23年度～平成27年度）において、「書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。」こととした。しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、所在地の除染が、福島市の除染実施計画では平成26年度以降とされていることも踏まえ、検討する。	福島市の除染実施計画を踏まえて検討する。